

岩手県選挙管理委員会告示第69号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

平成29年10月24日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1 市町村名 盛岡市
- 2 指定した施設の名称 みたけ老人福祉センター、盛岡ふれあい覆馬場プラザ、もりおか町家物語館、盛岡市立武道館、盛岡市総合アリーナ、盛岡市アイスリンク
- 3 指定を取り消した施設の名称 盛岡市アイスアリーナ